

# <<旅館業の申請手続きについて>>

新たに旅館業(旅館・ホテル、簡易宿所等)を営業するには、あらかじめ保健所に旅館業の許可申請をする必要があります。また、法令に基づく基準に適合しているか、構造設備等について検査を受けなければなりません。

## 事前相談

施設設備が法令に基づく基準に適合しない場合は、不適箇所が改善されるまで保健所の許可が下りません。

計画段階で保健所に図面をお持ちいただき、問題となる箇所がないかご相談ください。構造設備基準については、旅館業法施行令、さいたま市旅館業法施行条例、さいたま市旅館業法施行細則、旅館業における衛生等管理要領をご確認ください。

また、旅館業営業許可申請をするにあたって、下記の部署にも相談が必要になる場合があります。保健所への相談と併せて、下記他部局にもご確認ください。

≪他法令関係≫

### ①建築確認申請・検査、バリアフリー条例に関すること

北区、大宮区 西区、見沼区、岩槻区	建設局 北部建設事務所建築審査課	TEL:048-646-3242 FAX:048-646-3268
中央区、桜区 浦和区、南区、緑区	建設局 南部建設事務所建築審査課	TEL:048-840-6242 FAX:048-840-6267

### ②さいたま市ホテル等建築適正化条例に関すること

建設局建築部建築総務課 TEL:048-829-1538 FAX:048-829-1982

### ③消防法令適合通知書に関すること

消防局予防部査察指導課 TEL:048-833-7038 FAX:048-833-7529

各区消防署管理指導課

西消防署	TEL:048-623-1199	北消防署	TEL:048-654-3456
大宮消防署	TEL:048-648-6505	見沼消防署	TEL:048-681-0119
中央消防署	TEL:048-852-9119	桜消防署	TEL:048-836-0119
浦和消防署	TEL:048-833-1319	南消防署	TEL:048-861-0119
緑消防署	TEL:048-873-0119	岩槻消防署	TEL:048-749-0119

## 申請手続

申請書及び添付書類をそろえて、保健所に提出してください(※裏面参照)。

このときに、施設検査の日時を調整します

意見照会が必要な場合は、1か月程度要する場合があります。

検査希望日の3~4週間程度前に申請の手続きをしてください。

## 施設検査

申請内容と相違がないか、監視員が現地を調査します。

## 許可

書類審査及び施設検査で問題がなければ、2~3開庁日で許可が下りますので、営業を開始できます。

## ～ 申請書類 ～

- 旅館業営業許可申請書
- 施設の構造の概要
- フロント等代替設備調査票(該当する場合のみ)
- 当該申請に係る施設の敷地の周囲おおむね200メートルの区域内に存する旅館業法第3条第3項各号に掲げる施設(下記①～③)、主要建物及び道路を示す見取図
  - ①学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の規定する学校
    - 小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園
  - ②児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設
  - ③社会教育法(昭和24年法律第207号)第2条に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、さいたま市旅館業法施行条例第3条で定める施設
- 敷地内の建物配置図
- 営業施設の平面図、立面図
- 空気調和設備・機械換気設備等の平面図
- フロントの構造を示す立面図等
- 建物の所有状況がわかる書類(例:建物登記簿謄本) ※原本の提出、もしくは原本の提示及び写しの提出
- 建物が申請者の所有でないときは、所有者の使用承諾書等
- 旅館業法第3条第2項第5～8号に係る疎明書
- 消防法令適合通知書の写し
- 建築確認検査済証の写し
- 申請者が法人である場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
  - ※原本の提出、もしくは原本の提示及び写しの提出
- さいたま市ホテル等建築適正化条例に基づく、ホテル等建築同意通知書の写し
- 入浴設備の原湯、原水、上り用湯及び上り用水として使用する水の水質検査の結果を記載した書面の写し

検査項目	基準	検査方法
色度	5度以下	比色法、透過光測定法又は連続自動測定機器による透過光測定法
濁度	2度以下	比濁法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法、積分球式光電光度法、連続自動測定機器による積分球式光電光度法、連続自動測定機器による散乱光測定法又は連続自動測定機器による透過散乱法
pH値	5.8以上8.6以下	ガラス電極法又は連続自動測定機器によるガラス電極法
有機物等 (全有機炭素(TOC)の量又は過マンガン酸カリウム消費量)	全有機炭素(TOC)の場合 1リットル中に3ミリグラム以下 過マンガン酸カリウム消費量の場合 1リットル中に10ミリグラム以下	全有機炭素(TOC)の量にあつては全有機炭素計測定法 過マンガン酸カリウム消費量にあつては滴定法
大腸菌	検出されないこと	特定酵素基質培地法
レジオネラ属菌	検出されないこと (10CFU/100mL未滿)	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

- 手数料 24,000 円

さいたま市保健所 環境薬事課 環境衛生係 〒338-0013 さいたま市中央区鈴谷7-5-12  
 TEL:048-840-2227 / FAX:048-840-2232 / mail:kankyo-yakuji@city.saitama.lg.jp